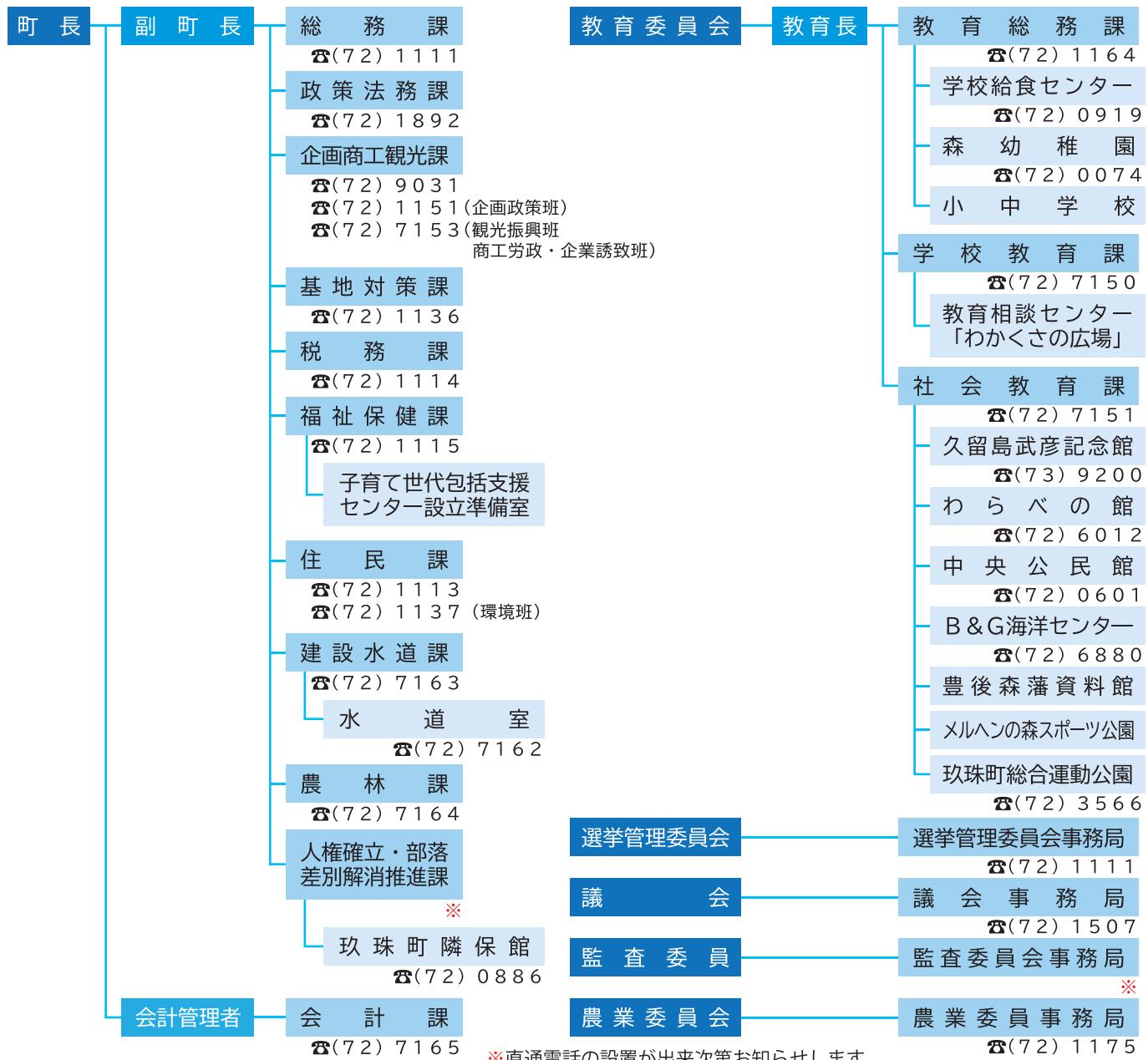


4月から 役場の組織が変わります



〈今回の組織改編のポイント〉

多様化する業務と住民ニーズ及び危機管理体制の強化を目指して、横の連携を重視する大課制の組織にしました。いくつかの変更点をご紹介します。

(1) 総務課と環境防災課の統合

消防交通関係を、総務課に移管しました。各種の災害などに、多くの課員体制で対応ができるようにしました。また、環境関係は、住民との関わり合いが多いので、住民課に移管し、利便性の向上を目指すとともに、災害時の廃棄物対応にも迅速に対応できる体制にしました。

(2) 人権同和啓発センターを人権確立・部落差別解消推進課と玖珠町隣保館に改編

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴って、組織体制・啓発体制をさらに強化することを目指すため、名称を変更して、庁舎内に部署を移して、体制の強化を図ります。

(3) 商工観光振興課とまちづくり推進課の統合（名称は、「企画商工観光課」に変更）

現在、この2つの部署は、横のつながりが強いこと、また、観光関係の各種イベントなどには、大課制により、多くの課員体制で対応ができるようになります。

(4) 農林業振興課を農林課に名称変更

住民の方にわかりやすい名称となるよう農林課と変更しました。

(5) 子育て世代包括支援センター設立準備室を設置

子育て支援課の設置などを含めた子育てに関する陳情に速やかに対応するため、福祉保健課内に「子育て世代包括支援センター設立準備室」を設置し、2020年度にセンターの発足を目指します。